

第2号様式（第7条、第8条関係）

宣誓・同意書

省電力設備更新支援事業（以下「補助金」という。）実施要綱（以下「要綱」という。）第8条に基づき、次の1から4までのいずれにも宣誓し、次の5から9までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに市に補助金を返還します。

- 1 交付要件を満たしていること。
- 2 更新予定設備の設置場所について、その主たる用途は事務所又は店舗であること。
- 3 提出する申請書類の内容に虚偽がないこと。
- 4 補助金の交付を受けた後にも事業を継続する意思があること。
- 5 次の書類を電磁的記録等により5年間保存すること。
 - ・補助事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類
- 6 市長の求めに応じて、5で保存している情報を速やかに提出すること。
- 7 申請内容に疑義が生じた場合、関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
- 8 無資格受給（申請が交付要件を満たさないにもかかわらず補助金を受給することをいう。）又は不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない補助金の交付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、補助金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。
- 9 申請書に記載された情報について、北海道の求めに応じて市が情報を提供することに同意すること。

令和 年 月 日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業主等の氏名（自署）
